令和４年度愛媛県コンベンション開催支援事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　一般社団法人愛媛県観光物産協会は、この要綱に定めるところにより、コンベンションを開催する者が当該コンベンションの開催に要する経費に対し、予算の範囲内で愛媛県コンベンション開催支援事業助成金を交付することにより、県内で開催されるコンベンションを誘致し、本県のイメージアップ、観光産業の振興及び地域の活性化を図る。

（定義）

第２条　この要綱において「コンベンション」とは、大会（スポーツ大会を含む。）、会議、集会、研究会又はこれらに準ずるものとする。

（交付対象）

第３条　助成金の交付の対象とするコンベンション（以下、「助成事業」という。）は、県内で開催されるもので、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 参加者が、四国地方以上の広域から参集するものであること。ただし、持ち回りで開催地が決定されるもの、県内での開催が定着しているものその他の県内で定期的に開催されるものは除く。

(2) 県内での延べ宿泊者数（県内にある宿泊施設に宿泊する県外からの参加者数に宿泊数を乗じた数）が１００人以上の規模のものであること。

(3) 市町、市町観光協会等（以下、「市町等」という。）から助成を受けるものであること。

(4) 産業又は経済の振興若しくは学術、技術、文化又はスポーツの振興に寄与するものであること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成事業としない。ただし、代表理事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 興行及び営利を目的とするもの

(2) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの

(3) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるもの

(4) 主催者が、県、市町等であるもの

(5) 県からコンベンション開催に係る経費に対する補助金等の交付を受けているもの

(6) その他代表理事が特に不適当と認めたもの

（交付対象経費）

第４条　交付対象経費は、会場費、機材・バス等の借上代、看板・ポスター等の制作費、資料印刷費等コンベンション開催に要する経費とする。

（交付金額）

第５条　交付金額は、交付対象となるコンベンションに係わる次の表の左欄に掲げる延べ宿泊者数の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、市町等から助成を受ける金額に２分の１を乗じた額（千円未満は切り捨て）を限度とする。

延べ宿泊者数	助成金額
100 人以上　200 人未満	50,000 円
200 人以上　300 人未満	100,000 円
300 人以上　400 人未満	150,000 円
400 人以上　500 人未満	200,000 円
500 人以上　600 人未満	250,000 円
600 人以上　800 人未満	300,000 円
800 人以上 1,000 人未満	350,000 円
1,000 人以上 2,000 人未満	400,000 円
2,000 人以上 3,000 人未満	450,000 円
3,000 人以上	500,000 円

２　前項の規定に関わらず、交付金額は予算の範囲内とし、助成金の額は当該コンベンション助成対象経費の１００分の２０（千円未満は切り捨て）を限度とする。

（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者という」）は、コンベンション開催の３ヶ月前までにあらかじめコンベンション開催支援事業助成金交付申請書（様式第１号）を、代表理事に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第７条　代表理事は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、コンベンション開催支援事業助成金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の変更申請）

第８条　申請者は、交付決定の通知を受けた後において、申請に係わる事項を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

２　代表理事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業変更（中止）承認書（第４号様式）により、通知するものとする。

（実績報告）

第９条　申請者は、助成事業を完了したときは、速やかに必要書類を添えてコンベンション開催支援事業実績報告書（様式第５号）を代表理事に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第１０条　代表理事は、コンベンション開催支援事業実績報告書の提出があった場合には、当該報告書を調査し、必要に応じて調査を行い、報告に係わる成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、コンベンション開催支援事業助成金交付確定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第１１条　申請者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、請求書（様式第７号）を代表理事に提出しなければならない。

２　代表理事は、請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第１２条　申請者は、当該助成事業に係わる経理を他の経理と区分し、その収支を明らかにしておくほか、帳簿及び証拠書類を事業の終了した年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第１３条　代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 申請者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他代表理事が特別の理由があると認めたとき。

２　前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　代表理事は、第１項の場合において、当該取消しに係わる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月２５日から適用する。

２　第６条に規定する申請書の提出期限に関し、この要綱の適用の日から起算して３ヶ月を経過する日までに開催されるコンベンションについては、開催前に提出があった場合、３ヶ月前までに提出があったものとみなす。

「令和４年度愛媛県コンベンション開催支援事業助成金交付要綱」の取り扱いについて

〇次に掲げる要綱に規定する一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事（以下、「代表理事」という。）の認定に係る事項については、あらかじめ委託者と協議するものとする。

・第 3 条第 2 項ただし書きの規定による代表理事が特に必要と認めたとき
・第 3 条第 2 項第 6 号の規定によるその他代表理事が特に不適当と認めたもの
・第 13 条第 1 項第 3 号の規定による代表理事が特別の理由があると認めたとき